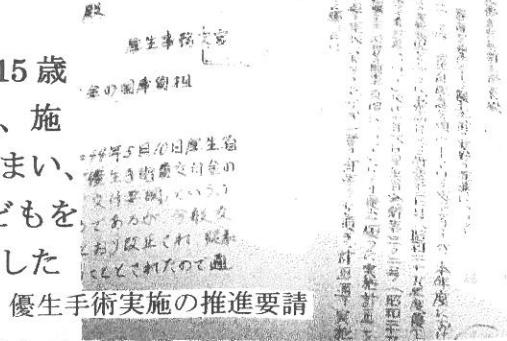


“忘れてほしゅうない”

旧優生保護法下、子宮へのコバルト照射を受けたSさん、不妊手術を受けたIさんの様子を写したDVDを見て、女性障害者ネットワークの佐々木貞子さんのお話を聞く機会がありました。

Sさんは脳性小児まひで、生理が始まった15歳くらいから「子宮を取る手術」を言われ出し、施設に入るために「親のいいなりに受けいれてしまい、コバルト照射を1週間受けてしまった」「子どもを産めなくなってしまう事を知っていたら拒否したのに」と。



Iさんは17歳の時、知らないうちに不妊手術を受け今、「10代を戻してほしい」「国謝罪と保障を」と訴えていました。

1996年に優生保護法が母体保護法に変わったが、今でも妊婦の胎児検査をして“障がいがあったら……”といったことが言われています。DVDの最後の「障がいを持った人間がどんな人間を生んでもいいのでは・・」というコメントが心に残りました。

全盲の佐々木さんからの報告によれば、いま視覚障害者の団体でも不妊手術があったかの調査を始めようとしていること。聴覚障害者の団体はすでに始まったとのこと。

1948～1996年“不良な子孫の出生を防止”的目的で優生手術を受けた人は25000人。そのうち強制的にされた人が16500人と言われています。はたして“同意”は本人が希望したことなのか疑問です。

放射線の照射や子宮摘出は旧優生保護法でも禁止されていたのに行われてしまつた現実。

今年当事者5名の方々から“謝罪と補償”を求めて提訴され、やっと超党派の国会議員の議連ができ法案を準備しているところです。

提訴に対して国は全面的に争うこと。1996年優生保護法を改正した時の理由「優生思想は障害者への差別となる」を本当に思っているのか？反省しているのか？疑ってしまいます。過ちだったことは分っているのに“其の当時は適法です”と問題をずらして責任を回避しようとする政府の態度はゆるせません。スウェーデンではこの問題が明らかになつたらすぐに公的補償を開始しています。

私たちの心の中の残っている障がい者への差別（優生思想のかけら）を今一度見直し、検証反省することが必要です。又同時に優生保護法の犠牲になった人々への国としての“謝罪と補償”を実現させるべきと思われました。

ちなみに千葉県下では234人が不妊手術（優生保護法に基づき）をされている事が記録として出てきています。

一人一人の個人の尊厳を尊重する社会を造っていきたいものです。